

【第2部】 和歌山カレー毒物混入事件における科学捜査

〔事件の概要〕

和歌山カレー毒物混入事件最高裁判決について

(龍谷大学)

石 塚 伸 一

はじめに

巷間、「和歌山カレー毒物混入殺人事件」(以下、単に「カレー事件」という。)と呼ばれているこの事件は、事件発生の当初から、メディア・スクラムの中での強引な捜査が行われ、世界ではじめて「スプリング8」によるX線蛍光分析¹⁾によって凶器である毒物の同定が行われるなど、社会的にも大きな注目を集めた。

第1審の和歌山地方裁判所において、林眞須美さんは完全黙秘し、弁護人は無罪を主張した²⁾。① 黙秘の背景とその功罪、② 科学鑑定の採用過程とその証拠価値への疑惑、③ 膨大な状況証拠と類似事実による茫漠とした間接立証など、その裁判の在り方は大きな疑問を投げかけた。

第2審の大阪高等裁判所において、眞須美さんは、一転して、一部の詐欺を認めたが、新たな弁護人は、その余の事実、とりわけ「カレー事件」について積極的に反論を展開した³⁾。しかし、類似事実による有罪立証は、それ自体、「合理的な疑いを超えた証明といえるのか」について大きな疑問がある⁴⁾。同時に、いったん有罪が認定されてしまうと、その推論が茫漠としているため、反証が難しい。① 類似事実というよりは悪性立証のような推認方法、② 実質的な証明責任の転換、③ 否認事案における立証の水準の緩和など、現在の裁判の抱えるさまざまな問題が顕在化した。

最高裁において、新たな弁護人は、原判決を徹底的に検討し、事実についても再調査した。その結果、眞須美さん以外に真犯人がいる可能性があり、さらには、当初より本件は動機の明らかでない「計画的な無差別殺人」であるとされてきたが、毒物の致死性について十分な知識をもたない者による「偶発的な傷害致死」であれば、その動機や態様は十分説明可能であることが明らかになった⁵⁾。

この裁判は、① 本件の科学鑑定の実現可能性が欠けること、② 消去法的立証の前提である「閉じられた環境」という条件が欠けていること、③ 動機なき犯罪であることを理由に立証水準が緩和されていることなど⁶⁾、現在の裁判のあり方にさまざまな問題を投げかけた。

2009年5月21日の裁判員裁判制度の実施直前の「夜明け前」に宣告された本最高裁判決⁷⁾の意味するところは、複雑であり、かつ重い。とりわけ、裁判員制度の下で、本件のような複雑な事件が審理の対象となったときに、① 本当に「精密司法から核心司法へ」というスローガンで示めされるような争点主義的審理で真実が発見できるのか、② 「最新？」の科学技術に証拠能力や証明力を認めることができるのか、③ 複雑な事件であっても短期間で充実した審理ができるのか、むしろ、粗雑な審理になってしまうのではないか、などの疑問がある。

以下、まず、事件の経緯について簡単に整理し、本件の証拠構造を明らかにした後、本最高裁判決の問題性を明らかにしたい。なお、筆者は、最高裁における弁護人のひとりであり、現在、再審請求弁護人として、本件にかかわっているが、本稿については、すべて個人の責任で執筆した。

1. 事件の経緯

(1) 事件発生から起訴まで

事件は、1998年7月25日に和歌山市菟部町の自治会主催の夏祭りで発生

した。自治会役員たちが調理したカレーを食べた住民たちが突然苦しみはじめ、つぎつぎと近郊の病院に搬送された。住民のうち4名が死亡し、63名が重軽症を負った。当初、食中毒やシアン系毒物が原因ではないかと疑われたが、ほどなく砒素中毒であることが判明し、「無差別殺人」事件として捜査が始まった。連日、テレビのワイドショーが現場周辺の様子を放映し、マスメディアがひとりの女性を「容疑者」と特定し、「犯人は彼女以外にいない」かのような報道がなされた。同年10月4日、林眞須美および健治の夫婦が逮捕された。

厳しい取調べが行われたが、2人は黙秘した。しかし、同年10月25日、眞須美さんのやけどによる入院（1996年2月13日）および後遺障害の保険金詐欺（1997年8～9月）〔共犯〕、ならびに元従業員Ⅰに対する砒素入り「牛丼」による殺人未遂（1997年9月22日）および保険金詐欺（同年12月）〔単独〕によって起訴された。その後、同年11月17日、健治さんの高度障害による保険金詐欺（1997年11～12月）〔共犯〕および元従業員Ⅰに対する砒素入り「うどん」による殺人未遂（1998年3月28日）〔単独〕、そして、同年12月9日、元従業員Mに対する砒素入り「お好み焼き」による殺人未遂（1987年2月14日）〔単独〕、健治さんに対する砒素入り「くず湯」による殺人未遂（1997年2月6日）〔単独〕、健治さんの「やびつ荘」における転倒（1993年5月18日）による入院・後遺障害保険金詐欺（1993年9月～94年7月）〔共犯〕、眞須美さんのやけど（1996年2月13日）による入院・後遺症保険金詐欺（1996年7～8月）〔共犯〕および元従業員Ⅰに対する砒素入り「牛丼」による入院についての保険金詐欺（1997年12月～98年3月）〔単独〕によって起訴された。そして、ついに同年12月29日、近隣住民に対するカレー毒物混入事件（1998年7月25日）〔単独〕で眞須美さんが起訴された。

なお、本文中の【 】内の表記は、〔表〕1ないし3の事件を指す。

表 1 公訴事実

【公訴①】	元従業員M殺人未遂事件（1987年2月14日） →他害・共犯・砒素・保険⇒無罪
【公訴②】	「やびつ荘」健治転倒（1993年5月18日）保険金詐欺事件 →自傷・共犯・保険⇒有罪
【公訴③】	眞須美やけど（1996年2月13日）保険金詐欺事件 →自傷・共犯・保険⇒有罪
【公訴④】	健治「くず湯」（1997年2月6日）殺人未遂事件 →他害（？）・単独・砒素・保険（【砒素⑤】包括一罪）⇒否定供述・自傷？
【公訴⑤】	健治「高度障害」保険権詐欺（1997年11～12月）事件 →自傷・共犯・砒素・保険
【公訴⑥】	元従業員I「牛井」（1997年9月22日）人未遂殺事件 →他害・単独・砒素・保険（【砒素⑥】および【砒素⑦】密接な関係）
【公訴⑦-1・2】	元従業員I保険金詐欺（1997年12月・同年12月～98年3月）事件 →他害・単独・砒素・保険
【公訴⑧】	元従業員I「うどん」（1998年3月28日）殺人未遂事件 →他害・単独・砒素・保険
【公訴⑨】	カレー毒物混入（1998年7月25日）殺人・殺人未遂事件 →他害・単独・砒素（【砒素⑥】【睡眠⑭】【睡眠⑰？】推認の根拠）

(2) 第1審和歌山地裁

1999年5月13日、第1回公判が開かれた。人定質問と起訴状朗読の後に行われた冒頭陳述（全208頁）の中で検察側は、動機を明らかにすることができなかった。被告人は、黙秘をしつづけ、弁護側は無罪を主張した。検察官は死刑を求刑し、2001年12月11日、第95回公判で死刑の判決が言渡された。ただし、元従業員Mに対する殺人未遂については無罪。これについて検察官は控訴せず無罪が確定した。被告人は控訴し、争いは大阪高等裁判所に移った。

(3) 第2審大阪高裁

2003年10月31日、新たな弁護団が控訴趣意書を提出し、2004年4月20日

に第1回公判以来、13回の公判があり（眞須美さんの被告人質問5回、健治さんの証人尋問3回、詐欺等の共犯者であり殺人未遂の被害者でもある元従業員Iの証人尋問2回）、2005年6月28日、控訴棄却の判決が言渡された。弁護人は上告した。

(4) 最 高 裁

上告審で新たに結成された弁護団は、2006年10月31日、上告趣意書を提出した。

弁護人の上告趣意書では、① 憲法・法令解釈の誤り・判例違反（（ア）類似事件による立証、（イ）鑑定の内容と手続的違法および（エ）放送ビデオの証拠能力）、② 著しく正義に反する事実誤認（（ア）殺人未遂・保険詐欺関係、（イ）保険金詐欺事件および（ウ）カレーと被告人の結びつき）ならびに ③ 真犯人存在の可能性を指摘している。

2009年2月24日、口頭弁論が開かれた。しかし、同年4月21日、上告棄却の判決が言渡された。弁護人は、同月30日、判決訂正を申立てたが、同年5月18日、同申立ては棄却され、死刑の判決が確定した。

現在、和歌山地方裁判所に再審請求を申立てている。詳しくは、安田好弘弁護士の論稿を参照していただきたい。

2. 事実認定の構造

——類似事実による事実認定——

(1) 類似事実による立証

一般に、証拠能力があるというためには、自然的関連性（訴訟上重要な事実の存在の蓋然性を、その証拠がなかった場合のそれと比較して、より高め、あるいは減じる能力を備えていることをいう。）が存在すると同時に、法律的関連性（当該証拠の証明力の方が、それに付随する証明上の危険よりも優っていることをいう。）が存在しなければならない。

法律的関連性を判断する際の「証明上の危険」とは、① 不当な偏見およびその結果が誤った判断に至る危険、② 争点を混乱させ、主要要証事実から判断者の目をそらせる危険、③ 証拠の提出、相手方の反対証拠の提出の繰り返しによる時間の浪費、および ④ 不公平な不意打ちの危険、の4つである。特に、このような危険が認められるものとして、いわゆる「性格証拠（悪性立証）」と「類似事実」が挙げられる。

前者の悪性立証については、上述の証明上の危険を配慮して、被告人側が被告人の善い性格を立証するための証拠を法廷に提出した後にはじめて提出できるとされる。なお、この場合には、被告人の性格を立証するために特定の行為を証拠とすることはできない。後者の類似事実による立証については、一般に法律関連性の問題とされ、原則として許されない⁸⁾。

被告人の前科、起訴されていない余罪、非行歴など、公訴事実以外の被告人の犯罪事実を立証することは、予断防止の要請との関係で重大な問題があるからである。逆に、起訴されていない余罪を審理することは、不告不理の原則（検察官による公訴提起がない限り、裁判所は審理しないという原則）に抵触する。しかし、①犯罪行為の態様に著しい特徴がある場合、および②犯罪の客観的側面が他の証拠で立証されており、故意などの主観的要素のみを証明しようとする場合は、例外的に被告人の類似犯罪事実を立証してよいとされている⁹⁾。

①の犯罪行為の態様に著しい特徴がある場合とは、強盗・窃盗・詐欺等の犯罪手口に関する証拠がその例である。最近では、いわゆる「プロファイリング」についての研究が進み、捜査技法として一定の「科学的類型化」が進んでいる。②の主観的要素のみの立証については、同種前科による「犯罪の主観的要素」の認定を適法とした最高裁判例がある¹⁰⁾。

しかし、このような類似証拠による証明が許されるのは例外であって、「証拠の科学化」という観点から、自然科学または経験科学によって裏打

ちされた推論によって、当該証拠の自然のおよび法律的な連関性が高められる場合に限られるべきである。

(2) 本件における類似事実による立証

第1審は、砒素使用事件1件および睡眠薬使用事件2件を被告人の犯行であると認定した上、その結果を「カレー事件」における被告人の犯人性の認定に利用した。

第2審の弁護人は、控訴趣意書において、「これら類似事実（公訴事実ではない被告人の犯罪事実）の立証を許容したことは、憲法31条の適正手続の保障や予断排除の原則に反し、かつ、広範な防御を余儀なくされた被告人の権利を著しく侵害するもので、違法である」と主張した。

しかし、第2審判決は、いわゆる「類似事実による立証」について、「起訴されていない被告人の犯罪事実を立証することは、裁判所に不当な偏見を与えるとともに、争点の魂胆を引き起こすおそれのあるものであるから、安易に許されるべきものではないが、一切許容されないものではなく、特殊な手段、方法による犯罪について、同一ないし類似する態様の他の犯罪事実の立証を通じて被告人の犯罪性を立証する場合など、その立証の必要性や合理性等に照らし相当と認められる場合には、許容されると解するのが相当である」（5頁）と述べ、「検察官に本件類似事実の立証を許したことに違法はない」と判示した。

上告審の弁護人は、上記判決は、「予断排除法則を等閑視するものであり、憲法第31条の適正手続の保障に違反する。また、被告人の防御権に対する不当な侵害を容認するものであり、憲法第37条第1項の保障する公正な裁判を受ける権利を侵害するものである。したがって、刑事訴訟法第405条第1号及び同法第410条により、原判決は破棄されなければならない」と主張した。

(3) 第1審の事実認定の構造

本件公訴事実、以下の9件である。(以下【公訴】と略す。〔表1〕参照。)。第1審において検察官が請求した19件の類似事実を直接の対象とする証拠調べがすべて認められた。19件中、砒素使用の類似事実は7件(以下、【砒素】と略す。〔表2〕参照)、睡眠薬等使用の類似事実は12件(以下、【睡眠】と略す。〔表3〕参照。)である。

検察官は、論告において「これらの事件はすべて、被告人が保険金取得目的で各相手方を殺害しようと企て、飲食物の中に砒素又は睡眠薬を混入させて摂取させたもので、本件各殺人、同未遂事件に関し被告人の犯人性を推認させる事実である」と主張した。

第1審判決は、これらの検察官の立証を許容し、本件類似事実のうち元従業員Ⅰに対する【公訴⑥】「麻婆豆腐」事件と【睡眠⑭】1997年11月24日および【睡眠⑰】1998年3月12日の睡眠薬使用事件は、「被告人が保険金取得目的で砒素又は睡眠薬を使用したものである」と認定し、その認定結果を用いて、「カレー毒物混入事件における被告人の犯人性推認の根拠」とした。

砒素使用・類似事件は、以下の7件であり、第一審判決は、【砒素⑥】を【公訴⑨】の犯人性の推認する根拠の一つとした。また、【砒素⑤】を【公訴④】と包括一罪の関係にあるとし、【砒素⑥】および【砒素⑦】を【公訴⑥】と密接な関係にある事実であるとした。

睡眠薬使用・類似事実は、以下の12件である。第一審判決は、【睡眠⑭】および【睡眠⑰】を【公訴⑨】の犯人性を推認する根拠の一つとした。

(4) 第2審の事実認定の構造

第2審判決は、上記の事実のうち1997年1月29日の【砒素⑤】健治事件は、【公訴②】の健治「くず湯」事件と近接した時期に発生しており、「仮に前者が被告人の犯行として起訴され、有罪と認定されたとしても、両者

表 2 砒素使用・類似事実

【砒素①】	Y事件（1985年11月上旬） →急性砒素中毒・死亡⇒疑問？
【砒素②】	1988年健治事件（1988年3月） →急性砒素中毒⇒否定供述・自傷？
【砒素③】	T事件（1988年5月10日） →急性砒素中毒（中華惣菜）⇒否定供述？
【砒素④】	1995年健治事件（1995年8月上旬） →急性砒素中毒⇒否定供述・自傷？
【砒素⑤】	1997年健治事件（1997年1月29日） →急性砒素中毒（【公訴④】と包括一罪）⇒否定供述・自傷？
【砒素⑥】	元従業員Ⅰ「麻婆豆腐」事件（1997年10月12日）（8） →急性砒素中毒（【公訴⑥】と密接関連）⇒【公訴⑨】の犯人性の立証
【砒素⑦】	元従業員Ⅰ「中華丼」事件（1997年10月19日）（3） →急性砒素中毒（【公訴⑥】と密接関連）⇒【公訴⑨】の犯人性の立証

表 3 睡眠薬使用・類似事実

【睡眠⑧】	元従業員Ⅰ 1996年7月コークハイ意識消失事件
【睡眠⑨】	元従業員Ⅰ 1996年9月コークハイ意識消失事件
【睡眠⑩】	元従業員Ⅰ 1996年11月意識消失事件
【睡眠⑪】	元従業員Ⅰ 1996年12月意識消失事件
【睡眠⑫】	元従業員Ⅰ 1997年1月意識消失事件
【睡眠⑬】	元従業員Ⅰ 1997年9月競輪場意識消失事件
【睡眠⑭】	元従業員Ⅰ 1997年11月24日原動機付自転車意識消失事件 →【公訴⑨】の犯人性の立証
【睡眠⑮】	元従業員Ⅰ 1998年1月飲み物意識消失事件
【睡眠⑯】	元従業員Ⅰ 1998年2月飲み物意識消失事件
【睡眠⑰】	元従業員Ⅰ 1998年3月12日原動機付自転車意識消失事件 →【公訴⑨】の犯人性の立証
【睡眠⑱】	関連会社社長D 1998年5月自動車事故事件
【睡眠⑲】	関連会社社長D 1998年7月アイスコーヒー事件

は包括一罪の關係に立つと考えられるし、その犯行に至る経緯の一部として、同公訴事実の立証自体に不可欠な事実でもある」。また、元従業員Ⅰに対する【砒素⑥】「麻婆豆腐」事件および【砒素⑦】「中華丼」事件も、同様に、【公訴⑥】の元従業員Ⅰ「牛丼」事件と密接に関連する事実であって、「独立した犯罪事実を構成するわけではなく、犯行後の経緯として同公訴事実自体の立証に意義を有するのであって、これらの事実について検察官の立証が許されるのは当然といわなければならない」（５～６頁）とする。これらの事実は、厳密な意味での「類似事実」ではなく、公訴事実に含まれる事実である。

それ以外の事実は、「それぞれ独立して犯罪事実となり得る」、いわゆる「類似事実」であり、「その立証の要否について慎重な配慮を要する」ことを認め、「その必要性、合理性」について検討し、以下のような推論を展開している。

(ア) 砒素の殺傷力に関する知情性に関する事実 「被告人の周辺において複数の者が繰り返し急性砒素中毒を発症させたという事実は、それらが被告人の犯罪行為によるものであると否とにかかわらず、それ自体、被告人と凶器である砒素との結びつきやその殺傷力に対する知情性を推認させる」（６頁）。

(イ) 手段・方法の類似性に関する事実 「被告人が過去において亜砒酸等を飲食物に混入させて人に摂取させた事実が認められる場合には、その手段及び方法の類似性から、前記各殺人、同未遂事件における被告人の犯人性をも推認する（ことができる）」（６頁）。

(ウ) 規範意識の鈍磨に関する事実 「被告人が砒素等を混入させた飲食物を人に摂取させることを繰り返していたという事実からは、規範意識が鈍磨していたことや、人に砒素等を摂取させて殺傷することに対する罪障感、抵抗感は薄れていたことも推認でき（る）」（６頁）。

その結果、次のような結論に達した。(ア) これらの事実からする推認は、

「明確な犯行動機の見出し難いカレー毒物混入事件にあっては、その犯人性を見極める上で検討に値する」として、「本件類似事実から導かれる推認は経験則に基づく合理的なものであって、何ら不当な予断偏見ではない」（６頁）。(イ) その態様（手段・方法）において匿名性が高いこと、殺意という主観的要件の存在が争われていること、および、状況証拠の積み重ね以外に立証の方法がないことから、類似事実による立証の必要性が高い。(ウ) 被告人には捜査の当初から複数の弁護人は選任され、精緻な弁護活動が行われてきたことから、類似事実による立証が「被告人に過度の負担を生じさせ、その防御権を不当に侵害するものとはいえない」（６～７頁）¹¹⁾。

3. 最高裁判決

(1) 主 文

最高裁第三小法廷は、2009年４月22日、眞須美さんに対して、「本件上告を棄却する」との判決を言渡した。弁護人の上告趣意の「判例違反をいう点は、事案を異なるにする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由にあたらない」とした。その上で「なお書き」で、「所論にかんがみ記録を精査しても、本件につき、刑訴法411条を適用すべきものとは認められない」とした。

最高裁は、「所論（上告趣意）にかんがみ記録を精査」した結果であるというが、果たしてそうであろうか。

(2) 事実認定について

判決は、「カレー事件」について、被告人が犯人であることは、「合理的な疑いを差し挟む余地のない程度に証明されている」と述べている。

その論拠は、① カレーに混入されたものと組成上の特徴を同じくする亜砒酸が、被告人の自宅等から発見されていること、② 被告人の頭髮からも高濃度の砒素が検出されており、その付着状況から被告人が亜砒酸等を取り扱っていたと推認できること、③ 夏祭り当日、被告人のみがカレーの入った鍋に亜砒酸をひそかに混入する機会を有しており、その際、被告人が調理済みのカレーの入った鍋のふたを開けるなどの不審な挙動をしていたことも目撃されていること、などである。ただし、あえて、「カレー毒物混入事件の犯行動機が解明されていないことは、被告人が同事件の犯人であるとの認定を左右するものではない」と付言している。

その他の保険金詐欺関連の殺人未遂・詐欺については、被告人の犯行（一部は夫健治との共謀による犯行）と認めた第1審判決を是認した原判決は、正当であり、是認できるという。

要するに、① スプリング8による亜砒酸の鑑定結果によって、凶器であるカレーの亜砒酸と林家にあった亜砒酸は「組成上の特徴」が同じである。② 眞須美さんの頭髮には高濃度の砒素が付着していたことから、「亜砒酸等を取り扱っていた」と推認できる。③ 眞須美さんだけがカレーに亜砒酸を混入できたし、不審な挙動も目撃されている。④ 毒物混入の犯行動機は分からなくてもよいというのである。

(3) 刑の量定

死刑の量刑基準に関する先例であるいわゆる「永山事件」最高裁判決は、「犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状」を量刑要素として併せ考察することを求めている¹²⁾。

(ア) 被告人に不利な情状 犯行の属性については、まず、罪質について「食物に毒物を混入して無差別の大量殺傷を敢行したカレー毒物混入事件

の罪質は極めて重く、態様の卑劣さ、残忍さも論を待たない」として罪質、態様（ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性）を挙げている。動機については説明できていない。

殺害された被害者については4名を挙げ、「いずれも何ら落ち度がないのに、楽しいはずの夏祭りの最中、突如として前途を断たれたものであって、その無念さは察するに余りある」としている。加えて、重症者も多数で、長期間後遺症に苦しんでいる者もあり、「その結果は誠に重大である」とする。

遺族らの処罰感情についても、「極めて厳しい」とし、社会的影響についても、「地域社会はもとより、社会一般に与えた衝撃も甚大である」とする。

犯人の属性については、「長年にわたり保険金詐欺に係る殺人未遂等の各犯行にも及んでいたのであって、その犯罪性向は根深い」とする。

犯行後の情状等については、「詐欺事件の一部を認めるものの、カレー毒物混入事件を含むその余の大半の事件については関与を全面的に否定して反省の態度を全く示しておらず」、被害者等に対しても、「慰謝の措置を一切講じていない」としている。

(イ) 被告人に有利な情状 カレー毒物混入事件の「殺意が未必的なものにとどまる」と認定している。もちろん、死刑量刑に決定的な意味をもつ「犯行や殺害の計画性」は認められていない。「前科がない」ことも有利な情状に挙げられている。

結論として、「被告人の刑事責任は極めて重大である」として、「被告人のために酌むべき事情を最大限考慮しても、原判決が維持した第一審判決の死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ない」とする。

4. 最高裁判決の問題点

(1) 凶器である砒素の同定

スプリング 8 による亜砒酸の鑑定結果は、鑑定嘱託を受けた鑑定人が、嘱託を受けていない他の科学者にその意見を聞き、最新の技法を用いて微量分析をしたものである。しかし、いかに最新の技法であろうとなかろうと、科学における実験結果の信頼性は、再試の可能性が担保されなければ、単なる仮説にすぎない。

本件では、再鑑定がなされているとはいえ、実験そのものを最初からやり直したのではなく、実験結果の一部について第三者に再鑑定を求めたにすぎない。犯罪捜査にスプリング 8 を使用したのは、本件がはじめてであった。捜査技法としてはいまだ萌芽的といわざるをえない。その後、スプリング 8 を使った犯罪捜査が普及していないので、その科学的証拠としての信頼性には疑問が残ることを示している。

いわゆる「足利事件」の再審請求審における DNA 型鑑定の例を引くまでもなく¹³⁾、科学技術は日進月歩。昨日の真理が、今日は虚偽になることもある。なかんずく、スプリング 8 は、X 線微量蛍光分析という定性分析にはすぐれていても、定量分析には向かないとされる技法である。これを利用して、砒素に分子構造が近い不純物の有無と量を測定し、これを資料に物質の同定を行うという作業は、仮説検証のひとつの方法としては興味深い、「合理的な疑いを超えた」証明を必要とする刑事裁判の証拠としては決定的なものではない。

ところが、本件では、科学警察研究所の経験豊かな研究者が不可能だと判断した物質同定を「同じ場所、同じ工場で生産された」とまで断定している。捜査機関であれば、外交ルートを用いて、中国産とされる亜砒酸の生産工場を特定し、上記の仮説を検証することも可能であるにもかかわらず、生産された場所と工場の特定制は行っていない。

科学的仮説を刑事裁判の証拠として用いる基本的な姿勢に誤りがある。サンプルが破壊されないので再度の実験が可能であるというX線蛍光分析の長所を活かして、再検査すべきである。捜査・訴追機関、そして裁判所が恐れたのは、再試の結果が鑑定結果と齟齬することだったのではないか。

(2) 頭髮への砒素の付着

眞須美さんの頭髮に高濃度の砒素が付着していたという「事実」も、その採取の目的や方法に問題である。当初は、「鍋を開けて、コップの中のを、カレー鍋に入れたら、白い湯気が立ち、眞須美さんの毛髪にそれがかかった」という趣旨の目撃証言を補強するために、実施した検査であった。しかし、カレーに亜砒酸を入れても、気化することなど科学的にありえない。実験でも、蓋を開けただけで、70センチくらいの湯気が上がるところに、対象物質を入れたら100～110センチの湯気が上がったにすぎなかった。この実験結果は、上記の証言が信頼できないことを証明する結果になった。

第1審判決は、この矛盾を救済するために、眞須美さんの頭髮に高濃度の砒素が付着していたという事実は、林家では「亜砒酸等を取り扱っていた」ことを証明するものであると再解釈した。

たしかに、覚せい剤のような薬物を体内に摂取した場合には頭髮に薬物が残留し、頭髮が伸びることによって、毛髪のどの部位にメタン・アンフェタミンが発見されるかで摂取時期が推認できる。しかし、眞須美さんは、どのように亜砒酸を「取り扱っていた」というのか。証拠上、眞須美さんが砒素を摂取していたという証明はない。また、頭髮の先端に付着した亜砒酸なら、髪の毛が伸びても先端に付着し続けるはずである。したがって、毛根に近い部分にのみ付着したというきわめて不自然な事態が合理的に説明できなければ、髪の毛が伸びて、亜硫酸付着部分が毛髪の中心部に移動するということを立証したことにはならない。

(3) 消去法的推論の前提

「眞須美さんだけしか亜硫酸を混入できない」とする消去法的推論であるが、その論証の正当性の前提は、カレー鍋のあったガレージが閉ざされた空間であったことである。しかし、ガレージに近づけたのは、見張りの当番だけではなく、ガレージへの出入り口は、表にも、裏にもあった。監視がなかったのは0時20分から午後1時の限られた時間であったとしても、眞須美さんが自宅に戻っている間に誰かが鍋に近づくことは可能であった。

また、ガレージにあったおでん鍋2つ、カレー鍋2つのうち東側のカレー鍋だけに亜硫酸が投入されたのは、誰かが来るのではないかと不安で、急いでひとつの鍋だけに毒物を混入したと考えるのが自然である。眞須美さんが無差別殺人の目的で毒物を混入したのだとすれば、すべての鍋に毒物を混入するはずである。なぜ、東側のカレー鍋にだけ毒物を混入したのかが説明できない。

さらに、眞須美さんの「不審な挙動」が目撃されているというが、ガレージ前の家の女性の証言は変遷しており、とりわけ、西鍋を開けたとされる人の着衣が、白のTシャツか、黒のTシャツであったか、という点については曖昧である。Tシャツの色に関する目撃証言は、その人物が眞須美さんであることを特定するための証言内容の本質的な部分である。

また、「不審な挙動」があったのは西鍋に対してある。西鍋を開けてみてから、敢えて東鍋に毒物を混入したというのは不自然かつ不合理である。

(4) 動機なき殺人？

「毒物混入の犯行動機」は、本件の類似事実による立証の構造の中核に位置している。保険金詐欺目的の集団が、クスリの摂取や自傷行為、放火などによって金銭詐取の目的を遂げようとしており、その集団の方法がよりダメージの大きい亜硫酸の摂取になったというのであれば、たしかに、犯罪手口の類似性が認められよう。目的が同じで手段が違うだけだからである。

つぎに、毒物摂取者が、みずから、あるいは共犯者の手助けを得て、摂取した毒物が亜砒酸であったとして、保険金詐取のために他者に分からないように亜砒酸を摂取させた行為も、目的は同じであるが、手段が自傷行為か、互い行為であるかの違いであるから、行為に類似性があるといえる。しかし、目的（動機）は異なるが、ともかく亜砒酸を摂取させて他者を害する行為を行ったことには変わりがないのであるから、犯行は類似しているというのはあまりに乱暴である。

むしろ、保険金詐取のような意欲的犯罪の行為者像は、激情犯のような衝動的犯罪の行為者像とは相反する。有り体に言えば、林夫妻は、「金にならないことはしない」人たちである。毒物を使った保険金詐欺犯だから、何の動機もなく無差別殺人をするというのは、悪い人は悪い人であるというトートロジー（同義反復）を述べているにすぎない。

本件は「動機が明らかでない」のではなく、そもそも「動機がない」事件、すなわち、金目的でもなければ、怨恨でもない事件なのである。

(5) 類似事実による証明

いますこし詳しく行為者類型を検討してみよう。

保険金詐欺は利欲犯であり、薬物の自己摂取という手段も計画性と強い意志の必要な犯罪類型である（いわば「強い人」の犯罪）。これに対して、怨恨が動機の毒物による殺人は、暴力を用いることのできない弱い立場の人の犯罪類型である（いわば「弱い人」の犯罪）。林夫妻は、前者の「強い人」であって、後者の「弱い人」ではない。「金目的の保険金詐欺はしても、お金にならない無差別の毒物混入はしない」という発言は説得力がある。

前述のように、公訴事実の中で、【公訴⑨】カレー毒物混入事件と類似する「他害・毒物」は、【公訴④】健治「くず湯」殺人未遂事件と【公訴⑥】元従業員Ⅰ「牛丼」殺人未遂事件および【公訴⑧】元従業員Ⅰ「うどん

ん」事件の3件だけである。夫の健治さんは、【公訴④】健治殺人未遂事件については、「自分自身が自分の身体で競艇の負けを挽回するために亜砒酸を飲んだ」と言っている。

類似事実とされる砒素【砒素②】【砒素④】【砒素⑥】の健治さんが被害者とされる事件については、「自分で飲んだ」と言っており、他害性が否定されるので、【酵素④】および【公訴⑨】との類似性は否定される。

なお、【砒素③】の被害者であるTさんは、現在、亜砒酸を飲まされたこと自体を否定している。【砒素①】のYさんについてはその十分な立証がない。

【睡眠⑬】および【睡眠⑭】の関連会社社長Dについては、保険金詐欺の共犯であり、その証言の信用性は低い。そうだからこそ、厳格な証明を要求される公訴事実から除かれたと考えるのが合理的であろう。

以上のことから、眞須美さんが亜砒酸によって他害行為を行ったのは元従業員Iに対する【砒素】および【睡眠】によって類似性が根拠付けられた【公訴⑤】【公訴⑥】【公訴⑧】だけということになる。

前掲の3つの表からも明らかなように、「カレー毒物混入事件」との行為類型の類似性は、1996年7月から98年3月までの元従業員Iに対する13件の睡眠薬・睡眠薬・砒素による他害行為と2件の砒素による保険金詐欺によって根拠付けられている。さらに、「砒素による他害行為」を利用して保険金を詐取するという手段・目的関係は、【公訴④】健治「くず湯」事件および【砒素⑤】のそれと類似しており、この2件と【公訴⑨】の「カレー事件」が「砒素による他害行為」という点で類似していることになっている。

いま、【公訴④】の健治「くず湯」事件が、「砒素を使った自作自演の自傷行為」を利用したであるということになると、その場にいた元従業員Iは、この保険金詐欺の共犯である可能性が出てくる。そのような観点から「なんらかの毒物による自傷を利用した保険詐欺」という括り方をすれば、

元従業員Ⅰに対する【公訴⑥】および【公訴⑧】と【公訴⑦-1・2】の手段・目的関係も合理的に説明できる。また、【砒素⑥⑦】および【睡眠⑭⑰】と公訴事実の関係およびこの関係を補強する【睡眠⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑮⑯】も合理敵に説明できる。

要するに、自らの身体を犠牲にすることも厭わない「保険金詐欺」グループが、偶然の病気やケガを利用し、その症状や原因をごまかして保険金を受け取っていたが、次第にエスカレートしていき、1998年7月頃には、それぞれの発意で意図的に自らを傷つけ、その結果を利用することによって保険金を詐取するようになっていた、という推認の方がより自然であり、合理的である。

【公訴⑥】健治「くず湯」事件が自作自演であるという健治さんの第2審以来一貫した証言を前提とすれば¹⁴⁾、「カレー毒物混入」事件と他の犯罪を類似性で結びつけるリンクペン（鋸）は、元従業員Ⅰの証言だけということになる。弁護団は、元従業員Ⅰさんに何度も接触を試みたが、面会すら拒否された。

(6) 死刑の量刑

このような事実認定の不合理・不自然は、死刑の量刑にも影響を与えている。

前述の「永山事件」最高裁判決の死刑選択の基準にしたがって判断すれば、罪質は、殺人・殺人未遂。動機は不明。態様は、毒物混入。結果の重大性は、死者は4人、負傷者は63人。遺族の被害感情は厳しく、社会的影響はメディア・スクラムのためもある甚大。年齢は、行為のとき1961年7月22日生まれでカレー事件のときは37歳。前科はない。犯行後については、殺人については否認しているので賠償も反省もできない。4件の殺人・殺人未遂と5件の保険金詐欺で起訴されている。ただし、一部事件は無罪になっており、夫に対する亜砒酸投与については夫自身がみずから飲

んだと否定している。

「動機」がなく、殺意も「未必の故意」であり、「計画性」もない。さらには、執拗に殺害を試みているわけでもなく、すべての鍋に毒物を混入したのでもない。また、毒物で他人を殺害した体験もないので、亜硫酸にどのような生命に対する危険性があるかの十分な知識があったわけではない。このような行為を「態様の卑劣さ、残忍さも論を待たない」と断ずることができるのであろうか。

むすびに代えて

本件は、現在の裁判が抱える多くの問題点を示している。最大の問題は、最高裁判決が下級審の不自然・不合理な事実認定を「動かぬ事実」として是認してしまっていることである。

例えて言えば、地裁の一人の裁判官が捏ね上げた有罪判決という「石ころ」起案して、これを芯にして、他の2人の裁判官と一緒に泥団子を練り上げた。高裁ではさらに3人でその泥団子を泥で塗り固める。最高裁では、担当の調査官が固く握り、表面をツルツルに仕上げる。すべての訴訟記録をつぶさに調べたわけでもない5人の裁判官が、泥団子の芯にある「事件の本質」を見極めることができるはずがない¹⁵⁾。

裁判員裁判「夜明け前」の状況の中で、裁判所は、こぞって、拙速と思われるほど、裁判所は事件の迅速処理に焦っている。本件の審理も、その例外ではない。

弁護団は、受任直後から、毎月のように和歌山に行き、いろいろな方にお話をうかがった。園部の現場では、厳しい目を向けられたこともあったし、パトロールカーに監視されたこともあった。事件発生直後、「毒婦」などと罵られ、真っ黒であるかのように言われていた眞須美さんであるが、10年を経た今日、冷静になって考えてみると、彼女が犯人であると確信し

ている人がそれほど多くはないことが分かってきた。住民のひとり、
「犯人は、殺そうとは思っていなかったんじゃないか。腹いせに食中毒だ
と思わせようとしたんだと思う」とおっしゃっていた。

被害者の方の中にも、真実を解明してほしいおっしゃる方は少なくない。
そのような「疑惑」を抱きながらも、「犯人は林眞須美だ」と信じ込もう
とされているように思う。よく聞かれた。「眞須美じゃなければ、一体、
誰が犯人なの？」

わたしたちは、この問いに対して答えを出すことができなかった。建前
を言えば、弁護人の役割は、検察官の主張に対して合理的な疑いを生ぜし
めるような弁護活動をすることである。無罪立証としてはそれで十分であ
る。しかし、本件では、「真犯人」を見つけてくることが求められた。

法律専門家である裁判官なら、このような「建前」にしたがって判断し
てもらえるだろうと期待した。第一審の完全黙秘の方針は、この建前に忠
実な弁護方針だったと思う。しかし、その期待は裏切られた。「世間の目」
を気にしたのである。第2審の裁判官も、これを覆す勇気をもたなかった。
最高裁も「然り」であった。

裁判所は、膨大な訴訟記録と証拠の中から真実を発見するという道を選
ばなかったのである。4000点を越えるといわれる砒素に関する鑑定、20万
点に及ぶとされる捜査関係書類が開示されていたら¹⁶⁾、誰もいなかった
とされる犯行時間の謎、曖昧なままのTシャツの色の特定、生産工場はど
こなのかという疑問も解明されたかもしれない。カレーに砒素を入れると
本当に「白い湯気」が立つのかどうかとも再現実験をしてみるべきであっ
た。科学証拠を信じるなら、スプリング8による再実験によって検証するべ
きではなかったか。そして、「真犯人の影」がより鮮明なものになっていた
のではないか。やり残したことは、山のようにある。

この裁判は、日本の刑事裁判の病理を露呈していると思う。正しい判決
を獲得するための闘いは、いまはじまったばかりである。

〔註〕

- 1) 「スプリング 8 (Spring-8)」は、世界最高レベルの大型放射光施設・ジェヴ 8 (Super Photon Ring-8GeV) の略称。1997年に兵庫県の播磨科学公園都市に日本原子力研究所と理化学研究所が共同で建設し、産官学が共同で開発した研究施設。その運営は、財団法人高輝度光科学研究センターが運営している。犯罪捜査に利用されたのは、本件がはじめてであり、最近、「国松警察庁長官狙撃事件」の捜査に利用されたとの報道がなされたが、その内容は定かではない。すくなくとも犯罪捜査を専門とする研究施設ではない。

<http://www.spring8.or.jp/ja/>

- 2) 和歌山地方裁判所（平成10年（わ）第465号）2002（平成14）年12月11日判決『判決判例タイムズ』第1122号464頁。
- 3) 大阪高等裁判所（平成15年（う）第250号）2005（平成17）年6月28日判決『判例タイムズ』第1192号186頁。
- 4) 被告人の前科、起訴されていない余罪、非行歴など、公訴事実以外の被告人の犯罪事実などの類似事実による立証については、予断排除との関係で重大な問題がある。かつまた、起訴されていない余罪を審理することは、不告不理の原則に抵触する。なお、① 犯罪行為の態様に著しい特徴がある場合、② 犯罪の客観的側面が他の証拠で立証されており、故意などの主観的要素のみを証明しようとする場合には、例外的に類似犯罪事実による立証が許されてよいとされている（松尾浩也『刑事訴訟法（下）・新版補正第二版』（弘文堂、2003年、116頁））。

①の犯罪行為の態様に著しい特徴がある場合とは、強盗・窃盗・詐欺等の犯罪手口に関する証拠がその例である。最近では、いわゆる「プロファイリング」についての研究が進み、捜査技法として一定の「科学的類型化」が進んでいる。②の主観的要素のみの立証については、同種前科による「犯罪の主観的要素」の認定を適法とした最高裁判例がある（最決昭和41年11月22日刑集20巻9号1035頁）。このような類似証拠による証明が許されるのは例外であって、「証拠の科学化」という観点から、自然科学または経験科学によって裏打ちされた推論によって、当該証拠の自然のおよび法律的な連関性が高められる場合に限られるべきである。

- 5) 上告趣意書は、(1) 法令問題（憲法・法令解釈の誤り・判例違反）① 類似事件の取調、② 鑑定の違法、③ 放送ビデオの採用 (2) 著しく正義に反する事実誤認 ① 総論、② 各論（殺人未遂事件〔元従業員Ⅰ泉「牛井」事件、同「麻婆豆腐」事件、同「うどん」事件、健治「くず湯」事件〕、詐欺事件〔眞須美「火傷」事件、健治「やびつ荘」事件、カレー事件（動機の不存在、台所下のプラスチック製小物入れ（亜ヒ酸との関連性）、目撃供述の信用性（カレーと被告人の結びつき）、子供達の供述・証言の信用性）③ 真犯人の存在から構成されている。
- 6) 本件第1審判決に関しては、白取祐司「〔和歌山毒入りカレー事件第一審判

- 決〕事実認定上の論点についての考察」〔『法律時報』第75巻3号、2003年〕72～75頁）、豊崎七絵（同「和歌山毒物カレー事件——倉庫と事実認定、故意、死刑——」〔法学セミナー〕第582号、2003年）10～13頁参照。
- 7) 最判三小平成17（あ）1805（殺人、同未遂、詐欺被告事件）平成21年04月21日 最高裁判所第三小法廷判決、上告棄却（裁判集刑事集296号391頁）。
- 8) 光藤影皎『口述・刑事訴訟法・中〔補訂版〕』（成文堂、2005年）146～147頁。なお、石井一正『刑事実務証拠法〔第2版〕』（判例タイムズ社、1996年）229頁も参照。
- 9) 松尾浩也『刑事訴訟法（下）・新版補正第二版』（弘文堂、2003年）116頁。
- 10) 最決昭和41年11月22日刑集20巻9号1035頁。
- 11) 白取前掲註6)論文は、本件類似事実が、「特殊な手口・態様」といえるかどうかについて検討している。「殺人の手段として砒素を用いる」という程度の「特殊性」で、法律的連関性を認め、本来許されないはずの「類似事実」の例外的使用を根拠づけることは疑問であり、ただ単に「類似性に疑問のある事実を多数列挙してみても、証明力が増すわけではない」としている（同73頁）。加えて、起訴されていない「類似事実」を状況証拠として用いる理由が、起訴できないことにあるのなら、そのこと自体「胡散臭い」いわずに、仮にそれなりの証拠にもとづくものであったとしても、およそ『余罪』を量刑資料にすることにも問題があるのに、公訴事実の証明に用いるなど、これまで議論もされてこなかった」ことである。このような立証方法は、「適正な事実認定をゆがめるものというべきものである」とする（同73頁）。

豊崎註6)論文も、「類似事実の存在と犯罪事実の存在との結び付きは弱く、裁判官が被告人に対して不当な偏見を抱き、恣意的な事実認定をするおそれがある」。「手口・態様に特殊な類似性があれば、法律的連関性を認めてよいという考え方」もあるが、本件において「（原々審）裁判所が認めた4件の類似事実とカレー事件とは。明らかに態様が異なっていたから、やはり法律的関連性は認められない」。さらに、起訴さえされていない「類似事実の立証」を許したことについては、「法律的連関性がないという問題のみならず、適正な手続に則った証明といえるのか、疑問がある」（同12頁）として、憲法第31条の適正手続違反を示唆する。

- なお、いわゆる「ロス疑惑銃撃事件」第1審判決（東京地判平成6年3月31日〔判例時報〕第1502号48頁）では、同種の殺人未遂事件を状況証拠（類似事実）として証拠能力を認めているが、上記事案では、同一被害者に対して、強盗を装い、かつ、保険金目的であるなど、犯行の手口や目的が「強度の類似性」を有するものであった。ただ単に「類似性に疑問のある事実を多数列挙してみても、証明力が増すわけではない」（上掲白取論文、73頁参照）。
- 12) 「永山事件最高裁判決」（窃盗、殺人、強盗殺人、同未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反被告事件）最高裁判所第二小法廷（昭和56

年（あ）第1505号）昭和58年7月8日判決（刑集37巻6号609頁）。

- 13) 「足利事件」とは、1990年5月、栃木県足利市のパチンコ店に父親と来ていた保育園女児（当時4歳）が行方不明になり、近くの渡良瀬川河川敷で遺体が見つかった。県警は91年12月、パチンコ店の客だった菅家利和受刑者（62歳）を、DNA鑑定を根拠に逮捕。菅家受刑者は当初、犯行を認めたが、第1審途中から無罪を主張した。物証が乏しく、公判では自白やDNA鑑定の信用性が争点となった。2000年、最高裁は1、2審に続いてDNA鑑定の証拠能力を認め、上告を棄却したため、無期懲役が確定した。

弁護側は「受刑者と真犯人のDNA型が一致しない」と再審請求。08年、宇都宮地裁は棄却し、弁護側は東京高裁に即時抗告した。東京高裁は、2008年12月、職権でDNA再鑑定を決定。菅家さんと女児の着衣に付着していた体液のDNA型が二つの鑑定でいずれもDNA型が不一致だったとの結果を2009年5月、高検と弁護団双方に伝えた。

これを受けて、東京高検は、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠に該当することは争わない」として、再審開始を認めるとの意見書を東京高裁に提出。菅家さんの刑の執行停止手続きを取った。

その時代における「最新の技術」が完全ではなく、むしろ科学の進歩によって「真理は変わる」ものであることを示している。科学証拠の絶対視は危険である。

- 14) 第1審段階では、被告人は「砒素をもっていない」主張していたので、健治さんが自ら亜砒酸を飲んだという事実は、主張と矛盾するのでこれを隠していた。カレー毒物混入は無実であるので、裁判所が有罪を言渡すわけではないと考えていた。弁護人にも、自宅に砒素はないと述べていたしかし、カレー毒物混入が有罪となり、本当のことを分かってもらうためには、事実を言わなければと考えて、第二審では、自ら亜砒酸を飲んだことを認めた。
- 15) 団藤重光『死刑廃止論〔第6版〕』（有斐閣、2000年）は、最高裁の審理においては、下級審が精査して、「合理的な疑いがない」とした事実認定を最高裁が覆すことは困難であり、さればといって、死刑を言渡すのに「一点の疑いもない」とまではいえないような事案があったことを述懐している（181頁、8～9頁）。

「『合理的な疑いを超える心証』がとれないとは言えないが（上告審では『事実誤認』が認められるときにかぎって原判決を破棄するのですから、こういう消極面から見ることになります）、それでは神の目から見ても間違いないのだろうか、絶対に一抹の不安もないのかと言われれば、そうは言い切れないということがありました。これでは原判決を事実誤認で破るわけにはいかないのです。これは死刑以外の事件ならば割り切って考えるほかないのですが、死刑事件でしたから、私は深刻な苦悩を味わったのでした。私は、これはご飯の苦悩というよりも死刑制度のそのものの苦悩にほかならないと思うのです」（181頁）。

「一、二審の裁判官ならば、直接審理によって生の形で事件にかかわりますから、端的な心証の取り方があるだろうと思いますが（それをそれなりに沢山の問題をもっています）、最高裁に来てからですと、書面審理ですから、記録を読み、弁護人の上告趣意書を検討することによって、いろいろの判断をするわけです。ところが、記録を読んでもその辺りのところが容易に見抜けない。ですから、上告趣意書の出来、不出来が大きな意味をもつことが多いのです」（178頁）。

「日本の裁判官は、世界のどこの裁判官と比べても、優秀さにおいて決して引けを取らないし、十分信頼できると信じますけれども、しかし、人間である以上、誤判はどうしても避けることはできません。しかも裁判所が事実を認定するのは、証拠によるわけですが、証拠の中にもいろいろと問題が潜んでいます」（169～170頁）。

- 16) 和歌山県警察本部編『和歌山市園部におけるカレー毒物混入事件捜査概要』（2001年）という資料がある。これによれば、「凶器のヒ素の製造から末端小売り業者に至るまでの流通状況の捜査に加え、4000点を超える鑑定等を実施」し、「その捜査関係書類も20数万枚を越える」にもかかわらず、ほとんどが開示されていない。「捜査関係書類のすべてをスキャナーによりパソコンに読み込ませ、短時間で必要書類の検索を可能にした」ので検索や開示も容易であるにもかかわらず（112頁）。県警本部は、公判開始後も、裏付け捜査の実施、膨大な証拠品の適正送致、証人出廷者対策などを行うため、公判対策室を設置した。この専従班は、傍聴後、傍聴録を作成し、これを元に関係各所に報告するとともに、証言内容を検討し、検察庁の要請により補充捜査を行ったという。証人の中には、「公判出廷への不安や体調の不調を訴える者」「マスコミによる取材攻勢を恐れたり、自治会内における自己の立場の悪化を恐れるなど、証人出廷に難色を示したり出廷を拒む者さえいた」という。警察官や科捜研係員の証人尋問に際しては、「出廷準備として、捜査段階で作成された20数万枚を越える捜査書類の中から証人出廷に必要とされる捜査書類を準備し、証人出廷者に対して個別に指導を行った」という（111頁）。いわば、捜査機関は総力戦であった。

弁護団の構成は、第1審は和歌山2名・大阪5名、第2審は和歌山1名・大阪5名、最高裁は東京2名・大阪3名（新1名、旧弁護団から2名）であった。

県警は、保険金を自らの弁護士費用等に充てられないようにするため、「林夫婦を丸裸にする」という方針で1999年2月5日に大阪国税局に課税通報するなど、公判対策では兵糧攻めまで行われた（上掲『捜査概要』113頁）。

「林眞須美さんを支援する会」http://enzai.org/masumi_hayashi/top.htmlに詳しい。

〔追記〕

本稿は、当日配布した拙稿「和歌山カレー毒物混入事件最高裁判決の証拠構造と問題点」（『刑事弁護』第59号、2009年）90～100頁に加筆・訂正したものである。なお、拙稿「和歌山カレー毒物混入事件再審請求と科学鑑定：科学証拠への信用性の揺らぎ」（『法律時報』第86巻10号、2014年）96～103および同「和歌山カレー毒物混入事件最高裁判決——弁護人と市民の視点から」（『法学セミナー』第54巻8号、2009年）60～63頁も参照していただきたい。